

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年12月6日（平成29年（行情）諮問第472号）

答申日：平成30年2月9日（平成29年度（行情）答申第458号）

事件名：特定土地に係る「未利用国有地等の管理処分方針について」に基づく  
特定法人との交渉記録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月7日付け財理第2642号により財務大臣（以下「処分庁1」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分1」という。）及び同月9日付け近財統一1第955号により近畿財務局長（以下「処分庁2」という。）が行った不開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

「財理第2642号」及び「近財統一1第955号」は、同趣旨の行政文書開示請求に対する処分であるが、開示請求をした行政文書は、通達（平成23年5月23日財理第2199号）により作成を義務付けられている行政文書であって、「不存在」あるいは、「確認できない」とすれば、通達に反することになり、文書管理規則違反にあたると思料する為。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 平成29年7月6日（財務省 文第10041号）、同月10日（近畿財務局 総第46号）、法3条に基づき、審査請求人から処分庁1及び処分庁2に対し、本件対象文書について開示請求が行われた。
- (2) これに対して、処分庁1及び処分庁2は、法9条2項の規定に基づき、平成29年8月7日付け財理第2642号、同月9日付け近財統一1第955号により、原処分を行った。
- (3) この原処分に対し、平成29年9月7日、行政不服審査法2条に基づ

き、審査請求が行われたものである。

## 2 諮問庁としての考え方

通達「未利用国有地等の管理処分方針について」（平成23年5月23日付け財理第2199号。以下「本件通達」という。）第3.4（4）は、平成29年1月19日付けの改正（財理第172号）で追加された内容であり、特定土地を特定法人に処分した時点（平成28年6月）においては存在しない規定であるため、当該条文に基づいて作成された行政文書は存在しない。

## 3 結論

以上のことから、処分庁1及び処分庁2が法9条2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月25日 審議
- ④ 同年2月7日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁1及び処分庁2は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

（1）諮問庁は、上記第3の2において、本件通達第3の4（4）の規定は、平成29年1月19日付けの改正で追加されたものであり、特定土地を特定法人に処分した平成28年6月時点において当該規定に基づいて作成された行政文書は存在しない旨説明するので、諮問庁から上記の改正前の本件通達及び改正後の本件通達の提示を受け確認したところ、改正前の本件通達に当該規定がないことについては、諮問庁の上記第3の2の説明のとおりであると認められる。また、当審査会事務局職員をして、近畿財務局のウェブサイトに掲載されている国有財産の処分の公表に係る資料を確認させたところ、特定土地を特定法人に処分した時期は、諮問庁の上記第3の2の説明のとおり、平成28年6月であることが認められた。

（2）そこで検討すると、本件開示請求は、本件通達第3の4（4）の規定

を引用し、これに基づき特定土地に関して行われた特定法人との交渉の経過について作成された記録一式の開示を求める趣旨のものと解される  
ところ、上記（１）のとおり、特定土地を特定法人に処分した平成２８  
年６月時点において、当該規定は存在していなかったのであるから、本  
件対象文書も存在していないとする諮問庁の上記第３の２の説明に不自然  
、不合理な点はなく、これを否定するに足る事情も認められない。

なお、本件においては、開示請求時又はその後のいずれかの時点にお  
いて、本件通達の改正に関する情報提供がされていれば、審査請求人と  
しても、これを前提とした対応を考えることができたのではないかとも  
思われる。

いずれにしても、財務省本省及び近畿財務局において、本件対象文書  
の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認めら  
れない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは  
ない。

### 4 付言

本件に係る各行政文書不開示決定通知書には、不開示とした理由につい  
て、「開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保  
有が確認できなかったため。」及び「行政文書不存在のため」と記載され  
ているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、  
単に対象文書が存在しないという事実を示すだけでは足りず、対象文書  
を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又  
は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として  
付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法８条の趣旨に照ら  
し、適切さを欠くものであり、処分庁１及び処分庁２においては、今後の  
対応において、上記の点につき留意すべきである。

### 5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不  
開示とした各決定については、財務省本省及び近畿財務局において本件対  
象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 山名 学、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

- ・ 平成29年8月7日付け財理第2642号により財務大臣が行った不開示決定に係る文書

文書1 特定土地を特定法人に処分するにあたって、通達「未利用国有地等の管理処分方針について」の「第3・4（4）処分等価格の決定手続き」とある。その中に、「処分等価格の決定に至る処分等の相手方との交渉の経過については、必ず書面により記録するものとする」とある。その記録一式。（本省保有分）

- ・ 平成29年8月9日付け近財統一1第955号により近畿財務局長が行った不開示決定に係る文書

文書2 特定土地を特定法人に処分するにあたって通達「未利用国有地等の管理処分方針について」に第3・4（4）「処分等価格の決定手続き」とある。その中に「処分等価格の決定に至る処分等相手方との交渉の経緯については、必ず書面により記録するものとする」とある。その記録一式。